

議案第123号

職員の再任用に関する条例を廃止する条例案

職員の再任用に関する条例（平成13年大阪市条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の再任用に関する定めを廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

職員の再任用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号。以下「改正法」という。）附則第5条及び第6条の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずるもの)

第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規

定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 20年以上勤続して退職した者（これに準ずると任命権者が認める者を含む。）であってその退職した日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（同号に掲げる者を除く。）

（任期の更新）

第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（任期の末日）

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特定警察職員等への適用期日）

2 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4及び第28条の5並びにこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。

（任期の末日に関する特例）

3 次の表の左欄に掲げる者に対する第4条の規定の適用については、同条中「65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とす

る。

| | |
|--------------------------------|-----|
| 昭和18年4月1日以前に生まれた者 | 61歳 |
| 昭和18年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者 | 62歳 |
| 昭和20年4月2日から昭和22年4月1日までの間に生まれた者 | 63歳 |
| 昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者 | 64歳 |

- 4 次の表の左欄に掲げる特定警察職員等である者に対する第4条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | |
|--------------------------------|-----|
| 昭和24年4月1日以前に生まれた者 | 61歳 |
| 昭和24年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた者 | 62歳 |
| 昭和26年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者 | 63歳 |
| 昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者 | 64歳 |